

第 1 1 期第 1 1 回川崎市男女平等推進審議会摘録

日時	令和 6（2024）年 11 月 25 日（月） 14：00～16：00
場所	川崎市役所会議室（委員はテレビ会議で参加）
出席者	《委 員》村尾会長、板井副会長、阿部委員、新井委員、岩崎委員、岡田委員、戒能委員、北野委員、嶋田委員、橋本委員、樋口委員、松本委員、森委員（13 名） *欠席者 なし 《事務局》人権・男女共同参画室 長沼室長、押田担当課長、高山担当係長、高橋専門調査員 出席者 合計 17 名
傍聴者	0 名
議題	（1）第 5 期川崎市男女平等推進行動計画の進捗状況について （2）第 6 期男女平等推進行動計画の答申について （3）その他

議題（1） 第 5 期川崎市男女平等推進行動計画の進捗状況について

《事務局から、資料 1、資料 2 の説明》

（村尾会長）事務局からの説明について、何か御意見や御質問はあるか。

（岩崎委員）市役所の課長級職員に関する目標を立てているということだったが、神奈川県や全国で一律に決まっているものなのか。

（高橋専門調査員）自治体ごとに設定しており、川崎市は男女平等推進行動計画に基づいて 30% という目標を立てている。

（岩崎委員）都市によって目標値は異なるということか。

（高橋専門調査員）そうなる。

（岩崎委員）私も一サラリーマンとして企業で働いており、女性社員の管理職比率や男性の育休取得は常に話題に挙がっているが、川崎市から企業に対して注意喚起や依頼といった具体的な取組をする動きはあるか。

（高山担当係長）課長級比率については、市役所の女性職員の割合となっており、市内民間企業を対象としたものではない。

（高橋専門調査員）民間企業に関する目標設定はないが、かわさき☆えるぼし認証制度を通じて、市内 300 人以下の事業所を対象に、管理職の女性比率の高い企業などを評価することで取組を促している。

（板井副会長）2 点質問する。まず、男女の賃金格差について、シングルマザーやシングルファーザーの統計データが賃金格差として算定されていれば教えていただきたい。二つ目に、消防団員について東京都で希望した女性が拒否されたというニュースがあったが、川崎市でも拒否される事例が生じたことはあるか。

（高橋専門調査員）一つ目の男女賃金格差について、資料 2 はあくまで特定事業主行動計画に基づき市職員の状況を把握している数値となっており、シングルマザー、シングルファーザーを含め配偶関係別に把握は

していないかと思う。二つ目の消防団員について、私が知る限りで女性の申請を拒否したという事例は把握していない。川崎市は全国に先駆けて消防団員に女性が入った実績もあり、消防団員の女性の参加は関心を持って取り組んできたことでないかと思う。

（岡田委員）わくわくプラザの利用に関して、周囲の子育て世帯に話を聞くと、使用したいが仕事の事情でニーズにあわず、民間の学童を利用している方が相当多数いる。資料2はわくわくプラザのみの集計となっているが、民間利用者や民間との併用などを把握している集計は川崎市にあるか。二つ目の質問として、「かわさき男女共同参画ネットワーク（すくらむネット21）」について、44団体が加盟しているが本当に市民のすべてに開かれているネットワークなのか気になる。参画団体は毎年入れ替わっているのか、新規応募などもあるのか。

（高橋専門調査員）わくわくプラザに関して民間の学童利用状況と併せた市の集計は、実施されていないかと思う。二つ目の男女共同参画ネットワークの参加団体について、創設当初から現在の44団体で活動が続けてきた経緯があり、市としては新規で参加したいといった声もあまり聞かれず、現在の団体に継続して参加いただくことに注力してきた状況である。

（岡田委員）わくわくプラザに関しても男女共同参画ネットワークに関しても、市民の実態を可視化するデータの集計や、新たな市民団体の参加を促す運営など、市民生活に身近なものになるよう取り組んでほしい。

議題（2）第6期男女平等推進行動計画の答申について

《事務局から資料3、資料4の説明》

（村尾会長）事務局からの説明について、何か質問等はあるか。本日は、資料に基づき今後、答申案を検討する上での現行計画の課題や、次期計画に盛り込むべき事柄、事項や体系案について議論していきたい。

（村尾会長）私からまず一つ質問する。計画の対象について、資料では女性支援法に関連した対象を「困難を抱えた女性（トランスジェンダー女性を含む）」と記載しているが、国の基本方針はもう少し微妙な記載となっている。つまり、性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害、差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、ほかの支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討することが望ましいと書かれており、現在の記載だと川崎市として国の基準にさらに上乗せした政策、施策を考えていると捉えられるが、その点をどのように認識しているか。

（高橋専門調査員）重要なポイントであり、国の方針を踏まえて記載の検討が必要であると認識した。御指摘のとおり「トランスジェンダー女性を含む」という表記をするのであれば、国の「可能な限り支援する」という姿勢とは異なる積極性を市民に示すことになる。この点は支援としてどこまで可能化も確認して検討する。

（村尾会長）国の基準に揃えるならば「トランスジェンダーを含むことができる」などの記載になるのではないか。

（戒能委員）支援対象について、現状の支援体制できちんと支援できるかが重要な課題となる。現状、女性支援施設や一時保護所の体制では受入れが難しく、社会資源にある民間に託す中で、基本方針の記述となった。その点は川崎市も支援できるのかを踏まえて、慎重な検討が必要である。また、女性支援法のスタンスとして困難に直面する可能性のある女性という意味で「おそれがある」という言葉を使っている。トランスジェンダーを入れるならこの点も明記したほうが良い。ただ、他都市もそこまで明確にはしておらず、神奈川県も当事者といった言い方をしている。その辺りは男女共同参画推進や女性活躍とは異なるので、計画の対象をどう記載するかはもう少し検討する必要がある。個別に必要な点や、DVのように法的に明確な点は

記載するといった対応になるのではないかと。

（高橋専門調査員）他の自治体の計画の表記も調べてみるが、方向性として計画の対象をまとめるというよりは、施策に必要な個所に個別で言葉の定義をすることが案としてあると思う。DV被害者と女性支援法で対象になる方については、計画上定義すべきという理解でよい。

（村尾会長）定義したほうがよい。定義しない場合、福祉的ニーズを抱える人が男女共同参画センターの事業に殺到するなど、事業ごとのリソース差を考慮した対応が現実的に機能しなくなることを懸念する。

（高橋専門調査員）承知した。次回審議会までに、DV被害者と女性支援法の対象者の定義を整理し、御意見いただければと思う。

（戒能委員）次期計画で四つの法律を一体的にまとめる意義を、答申の冒頭などに記載すべきではないか。川崎市にはすでに男女共同推進計画や女性活躍の計画があり、それと女性支援やDV被害者支援がどのように関わっているのか、各計画の関係性やつながりを市民にわかりやすく提示したほうが良いと思うが、この点はぜひ審議会で御検討いただきたい。

（高橋専門調査員）重要な御指摘であり、答申ではなぜ四法を一体化するのかを明確に記載できればと思う。これまでの御審議を踏まえて、四法を一体化する意義を考えると、男女平等推進行動計画とは市民に対して、市として何を現状の問題としてとらえ、どのように男女共同参画社会の実現を目指すのか理念的に提示する役割をもつが、その中でこれまで計画上、明確に位置付けられてこなかった婦人保護事業を、今回女性支援法の成立を受けて、柱の一つとして位置付けることを示すという点があるかと思う。そして、男女共同参画社会の実現に向けて女性支援を計画上位置付けることは、困難を抱える女性個人に対して政策的にアプローチするとともに、そうした女性が困難を抱える状況を構造的に変えていく、いわば女性支援を、働く場における男女共同参画や地域における男女共同参画、啓発など他の施策と一体的に推進することで、ジェンダー構造にゆがみのある社会全体を変えていくアプローチも併せて推進していくという意義があるのではないかと理解している。

（戒能委員）そうした内容は女性支援法の序文や基本理念からも読み取れるため、そうした記載も踏まえながら検討してほしい。また女性活躍についても女性支援と関係ないということではなく、実質的に男女共同参画が可能となる社会を実現することが、DV被害者への支援や困難を抱えた女性の支援の基盤にある。この点は時間がたつにつれて明確になってきたことであり、今のような事務局の理解でよいかと思っている。

（村尾会長）今日各委員からお気づきの点を出して頂き、ぜひ次回の答申案に反映できればと思う。このため、お一人ずつ御意見を願います。

（橋本委員）どこに盛り込むべきか分からないが、広告や通知などに固定的な性別役割分担意識が依然として残っており、意識に影響する点でメディアは大きい力があると感じており、計画で何か書ければよいと感じている。

（村尾会長）以前も表現について選挙公報が問題になったこともあった。

（樋口委員）基本施策１の（４）で男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進がある。女性支援や女性活躍があるため、男女共同参画はどちらかというと女性の課題という感じがするが、アンケート調査結果で、家庭内での分担状況として「収入を得ること」を「自分を中心」と回答した男性の割合が高かったり、市役所でも課長級以上の女性の割合がなかなか増えていないなど、女性だけではなく男性にとっての男女共同参画の意義や意識は非常に重要ではないかと感じている。施策としてワーク・ライフ・バランスや企業への支援など様々あるが、企業や男性にとっての男女共同参画の意識づけ、意識改革なども女性活躍と併せて必要かと考えている。何かそうした内容を盛り込めるとよい。

（村尾会長）事務局からレスポンスをお願いする。

（高橋専門調査員）橋本委員から御指摘いただいた、広報で固定的な男女の役割分担が残っている問題について、今年度のヒアリングでも両親学級のチラシや運営に性別役割分担が見られたことが明らかになった。

市域全体のメディア表現を変えていくことは難しいが、まずは市役所内部の広報物の表現を見直すことは重要な論点として位置付けられるかと思う。また、樋口委員の論点について、計画のアプローチという点も含めここで今一度確認したい。昨今、男女共同参画政策へのバックラッシュというか、女性限定講座への攻撃などもみられるが、この計画のスタンスとして、男性へのアプローチは樋口委員が仰ったような意識改革を図る、一方で神奈川県と同様に、男性のDV被害者については対応しながら、困窮などの困難を抱える男性は対象外にするという整理でよい。

（樋口委員）御説明の通りだと思う。男性にとっての男女共同参画の意義の理解の推進として、具体的にどのようなものが考えられるか。もし具体的なことがあれば記載したほうが良い。

（村尾会長）男女共同参画に関する広報や啓発の推進といった取組にも含まれてくる話かと思う。

（阿部委員）今回からの参加でこれまでの議論と重なってしまうかもしれないが、DVについて第3期行動計画では防止を図るとあり、一方でDVは本来、犯罪ではないか。その前提に立たなければ、家庭内での被害も加害も昔で言う夫婦げんかのように収まってしまうことが懸念される。対応することは良いと思うが、最終的には加害者に対して刑事的な罰などもあることを書かないと、被害者の方が計画を見て相談することなどに不安を感じるのではない。

（新井委員）資料4の第6期計画の検討事項として「このほか、男女共同参画の課題として市民全体への啓発、若年層に対する早期からの教育」とあるが、若年層も含めて市民全体に男女共同参画の活動内容が行き渡っていないのではないかと常を感じている。市のホームページだけではなく、SNSなども使用して広く広報啓発活動ができることが、若年層へのアプローチとして重要ではないか。また「リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点からの包括的な健康支援などについても他施策との整合性を踏まえ、見直しが必要か検討する必要がある」とあるが、これはどのような意味か。見直すということは何か元になるものがあるのか。

（高橋専門調査員）阿部委員からの頂いた御指摘について、現行のDV法体系に基づく被害者支援が重点となり、加害者の処罰は十分ではない状況がある。加害者対策については、先月御報告いただいた計画策定部会の報告書でもDV対策の検討事項として書かれており、それを踏まえて計画に反映していく。なお、計画策定部会では、DVを法に基づき「犯罪ともなる重大な人権侵害」と記載すると、犯罪にならないDVなどへの誤解を招くということで、「DVは重大な人権侵害である」と記載する整理を行ったことがあった。今回の答申でも、阿部委員から御指摘あった課題意識に基づき部会報告書の表現を踏襲する方向性でよい、部会に参加された委員の方々に伺いたい。また新井委員からの御意見について、男女共同参画の啓発としてSNSなどを使用した手法の検討は重要な課題であり、答申に盛り込むようにする。なお「見直しが必要か検討する」という表現は、もし各委員から体系図や施策事業について見直しの御提案があればいただきたいという趣旨で記載したものである。

（村尾会長）DVに関する記載について、策定部会に参加されていた委員から御意見願います。

（松本委員）事務局から説明があったように、人権侵害であるDVを「犯罪行為にもなりうる」という書き方だと、犯罪にならないDVもあるという受け止めをされることを危惧し、部会報告書では「重大な人権侵害である」と言い切る形で問題提起したところである。

（戒能委員）DV防止法の条文では「重大な犯罪ともなりうる」という位置付けになっており、正確に言えば保護命令違反だけが現状犯罪となり、法律上DVの行為そのものは犯罪と規定しているわけではない。特に精神的な暴力は、刑事法的に判断が難しいケースが多く、そうした書き方になっている。ただ部会では誤解を生じさせない記載を選択した。

（村尾会長）阿部委員にも御指摘いただき、部会の経緯が共有できて良かった。

（北野委員）男女共同参画の啓発の推進は重要だと伺っていた。私自身、就労支援に関わる中で、障害があると仕事ができないといった固定観念は依然として多くの人の意識の根底にあり、それを払しょくする難しさを感じている。男女共同参画も、誰もが持つ固定概念が根底にあり、商工会議所でも女性の社長などさま

ざまな方が所属されており、そうした具体的な事例を共有していくと啓発がより効果的になるのではないかと。

（森委員）医師会で実施したアンケートでも、出産や子どもを持つことなどに関して男女で異なる結果が出ており、今回の市のアンケートでも、女性は仕事と家庭を両立したいができていない人が多く、男性は家庭を中心に考えたいができていない人が多い結果が出ていた。したがって双方に異なる視点で働きかけていかないと、かみ合わないのではないかと。家庭の分担状況についても、現状では女性がほぼメインにやっており、新井委員が指摘されたような若い方への教育などで改善できるとよい。

（高橋専門調査員）北野委員および森委員から、男女共同参画の長年の課題を御指摘いただいたと思う。北野委員からの人々の意識に働きかける啓発に関して、第5期計画では従前の固定的な性別役割分担意識の解消に合わせて、昨今注目されているアンコンシャス・バイアスへの気づきの促しも追加したところである。次期計画もそうした取組を継続していく必要があるが、北野委員の御意見を伺いながら、さらにどうもう一步進められるかは今後の課題であると感じた。森委員からは男女で現状や認識が異なる実態を踏まえた働きかけが必要というご意見について、ジェンダー統計を市役所内部で周知・啓発していくという課題とも繋がるかと感じた。なおジェンダー統計の実施の推進について、今後どのような手法を取るべきかは検討課題になっており、この点について村尾会長から何か御提案などあれば伺いたい。

（村尾会長）ジェンダー統計については、他の部局がジェンダー統計の実施に意欲的ではないことが一番の課題だと感じており、トップダウンで号令をかけるしか突破口がないのではないかと思っている。あるいは、審議会等の女性比率について部局ごとの状況を先日の部会で御報告したが、そうした数値を当事者である部局が課題として捉えておらず、女性委員ゼロの審議会の数もかつて8まで減ったにもかかわらず、ここ10年くらい20程度ある状況が続いているため、8に減らすなど現実的な目標を設定して共有するのも案としてあるのではないかと。

（高橋専門調査員）ジェンダー統計の実施をトップダウンからの働きかけでできるかなど検討し、答申ではより具体的な御提案がいただけるようにしたいと思う。

（嶋田委員）先日のヒアリングで地域防災をテーマにした。施策事業に地域防災における男女共同参画はすでに位置付けられているが、ヒアリングの結果を踏まえて、何か他の項目にも横断して入れるべきではないか。具体的な提案までではないが、その必要性を感じた。

（高橋専門調査員）地域防災をどのように充実できるかという御意見について、現状の計画では施策9の（34）に「男女共同参画の視点に立った地域防災の推進」が位置付けられているが、嶋田委員が御指摘あったように、ヒアリングの結果、防災会議など地域防災における方針決定過程への女性の参画に課題があることを把握した。現状の施策にも地域防災における女性リーダーの養成などの事業が入っているが、施策9はこのほか（31）で「地域活動における方針決定過程の女性の参画促進」があり、その中でPTAや町内会における男女共同参画についての理解の促進や、政治分野における男女共同参画の推進が入っているので、地域防災における方針決定過程の女性の参画促進をこの（31）にも位置付けられるのではないかと感じた。御意見を踏まえて何か強調する形で反映できればと思う。

（嶋田委員）計画の様々な個所に織り込まれていれば、問題ないと思う。せっかく時間をかけてヒアリングをしたので、ぜひ検討いただきたい。

（松本委員）資料4の「第6期計画の検討事項」の中の市民意識・実態関係の個所で、市民意識も変わってきていることを御指摘されているが、より重要なのは実態が変わると思う。しかしながら、家庭での役割分担に関して実態は変わっていないことも分かっており、この審議会で繰り返し発言してきたが、資料4の冒頭の3行目にあるとおり、「就労における男女格差や相対的な女性の経済的状況の脆弱さ」が男女共同参画の課題の基本にあると感じている。女性の非正規雇用割合は高く、賃金格差や昇進格差が女性の働きにくさに関わっていることもアンケート結果で挙げられている。なお部会で配布されたアンケート結果の詳細版では、女性の働きにくさの主たる理由として、男性の家事、子育て、介護参加が十分ではないという理由に

続いて、昇進・昇格・給与に男女間で差があるという理由が高くなっている。この点の問題解消が男女平等推進で非常に重要であり、川崎市の職員でも男女で賃金格差がついているが、どうやってこの格差を解消するか。理由の分析や具体的な方策など明確なところが説明されていないように思っている。これは川崎市の職員の問題でもあるし、川崎市が率先して取り組むべき課題でもある。民間企業の賃金格差、昇進格差の問題が解消されないと、男女平等推進に後れを取っていくことになるため、川崎市としてこの問題にどのように取り組んでいくのか、具体的な取組と現状認識、その理由の分析についてぜひ盛り込んでいただきたい。体系図を見ると施策の（２６）「雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び地域における連携の強化」に該当すると思うが、計画として女性の経済的な脆弱性の解消という視点がまだまだ弱いのではないかと思うため、現状認識として課題を提案させていただく。

（岩崎委員）他の委員との御意見とも重なるが、こうした会議に参加して気づくのは、私自身普段生活する中でDVや男女平等などが話題になる環境にいない。私の意識の問題かもしれないが、普段の生活で男女平等を目にしたり耳にする機会はとても少ないのではないか。その意味で、市がやはり先立って動くべきであると考え、それが区にも広がって、例えば今日のDVの件数は何件あったとか、目や耳から入ってくる情報を積み重ねたりできるようにしていかなければ、変わっていかないのではないか。市が問題の重要性をくみ取って、市域への積極的な働きかけを実施していただきたい。

（高橋専門調査員）松本委員そして岩崎委員から、市がまずは率先して頑張らなくてはいけないという、厳しいながら重要なポイントをいただいたと感じる。松本委員からの御指摘に関して、女性活躍推進法の改正を受けて、市役所内部でも男女の賃金格差の把握を始めたが、そうした数値の把握や分析は人事課が所管しており、この格差を踏まえて市として今後どのようなことを取り組んでいくのか、担当部署に確認して記載する内容を検討する。また、市役所の取組を踏まえて、市内事業所に対して、施策の（２６）を通じて男女の賃金格差の解消などをどのように啓発できるかについても、課題として頂いたという形で検討していきたい。岩崎委員からの市が率先して取り組むということについても、先ほど橋本委員から頂いた広報での表現、またジェンダー統計の実施などにも共通している課題であると認識している。

（板井副会長）資料４の図表１で一体化のイメージ図があるが、四つの計画の何が一つになったのかわかりにくいので、改善いただきたい。また一体化に関して理念という点で考えると、おそらく個々人は誰でも困難を抱えていることをベースにしつつ、その中でも女性たちが受けている、とりわけ統計で表れてくるような集合的なアンフェアな取り扱いを問題化し、それを解決していくために様々な施策がある。こうした施策が、ほかのあらゆる男性にとっても生きやすい社会になるため望ましいことを明らかにしながら、これまでは各施策が個別に断片化されて推進されてきたが、学問でも官僚組織でもそれをいかに連携させて、相互に関連すること改めて前提にしたうえで、今後施策をしっかりと推進していくといったことを理念として謳うとよいのではないか。

（高橋専門調査員）板井副会長から御提案いただいた内容を参考にしながら、先ほど戒能委員から御指摘いただいた一体化する意義を整理し、次回の審議会で御提示できるようにする。一体化の図についても、図を使用するかも含めて検討課題とする。

（村尾会長）体系図の中の施策７「ジェンダー統計についての理解の促進及び男女共同参画の形成に及ぼす影響把握の実施」について、「男女共同参画社会の形成に及ぼす影響」だと、通常、「〇〇が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響とかその把握」といった表記になると思うが、その「〇〇が」に当たる部分が欠けているのではないか。

（高橋専門調査員）この箇所は第５期計画で、それまでもあった「男女共同参画社会の形成に及ぼす影響把握の実施」に「ジェンダー統計についての理解の促進」を追加した経緯があった。会長から御指摘のあった表現の曖昧さも含めて、今回ジェンダー統計の実施は一つの重要項目になると思うので、別々の施策に分けるのかなども検討したい。

（戒能委員）目標Ⅳの体系図については次回提示されることになるか。今回は、現行のDV計画を仮置きしているが、法改正もあったので内容は再検討したほうがよい。また女性支援についてはあらゆる暴力、特に重要なポイントとして性暴力、性虐待、性被害の問題も含めているので、こうした問題への対応も次回御提示いただけるという理解でよいか。

（高橋専門調査員）はい。なお、目標Ⅳの施策体系の方向性としては、現行のDV計画のように、相談から自立までの支援のプロセスを施策上でも反映するという形式は残しておくということでしょうか。

（戒能委員）もちろん、基本的なところは押さえておいたほうがよいと思う。

（高橋専門調査員）承知した。

（村尾会長）各委員から活発な御意見をいただき御礼申し上げます。本日の議論を踏まえ、次回具体的な答申案について議論を行っていききたい。

議題（３）その他

《事務局から、資料5の説明》

（前回の摘録は確定、本日の摘録は委員に後日送付）

（次回の審議会は1月28日（火）14時から16時、オンライン開催）

以上